環境美化推進計画

(米子水鳥公園周辺環境美化推進区域)

【目的】

米子市では、まちの美観を損ねる等の空き缶やたばこの吸殻等のごみのポイ捨てや飼い犬等のふんの放置を防止し、市民、事業者等、行政が協働して環境美化を図り、きれいな住みよいまちづくりを推進するため、「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」(平成19年米子市条例第14号)を制定しました。

この条例に基づき、きれいな住みよいまちづくりを一層推進することが必要な区域を「環境美化推進区域」として指定し、地域の実情を踏まえた環境美化推進計画を基に、市民、事業者等、行政が一体となり、地域の美化推進を積極的に図ることを目的としています。

【環境美化推進区域の名称】

米子水鳥公園周辺環境美化推進区域

【指定区域】

米子市彦名町及び彦名新田 (別紙 区域図参照)

【指定年月日】

平成26年12月1日

【きれいで住みよいまちづくりの推進に関する目標及び方針】

弓浜部地域における環境美化の率先的な地域として、ごみ等のポイ捨てのないきれいで住みよいまちを目指し、更なる環境美化意識の向上を図るほか、市民、事業者等、行政の連携による地域の環境 美化の一層の推進を図り、「水鳥たちが集うきれいなまちづくり」を合言葉に取り組みを推進する。

【市、市民等、事業者、土地所有者等が実施すべき環境美化活動に関する事項】

- ①市民や土地所有者等の実施すべき環境美化活動に関する事項
 - (ア) 自ら生じたごみを持ち帰ること。
 - (イ) 飼い犬等のふんはきちんと始末すること。
 - (ウ) 歩行喫煙を自粛するとともに喫煙マナーを守ること。
- ②事業者の実施すべき環境美化活動に関する事項
 - (ア) 通勤経路等でポイ捨てをしないように、従業員への教育・啓発を徹底すること。
 - (イ) 事業所や店舗等の周辺を清掃するなど、周辺生活環境を保全すること。
- ③市の実施すべき環境美化活動に関する事項
 - (ア) 市民や市民団体などが実施する環境美化活動に協力・支援を行なうこと。
 - (イ) 地域のパトロールによる啓発活動を実施すること。
- (ウ) 住民一人ひとりの環境美化意識等の一層の向上を図るための普及啓発を実施すること。

